

小委員会報告（骨子）（案） ～安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策～

参考資料

第1章	はじめに	P 1-1
第2章	安全・安心まちづくりの実現に向けた枠組みの構築	P 2-1
第3章	震災・水害等に強いまちづくり施策の展開	P 3-1
第4章	市街地復興に関する事前準備	P 4-1
第5章	地域力による安全性の向上	P 5-1

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
安全・安心まちづくり小委員会

安全・安心まちづくり小委員会について

1) 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 安全・安心まちづくり小委員会

安全・安心まちづくり小委員会における検討課題・開催状況

小委員会における検討課題

平成17年6月30日、国土交通大臣より社会資本整備審議会に対し「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」について諮問。具体的な検討課題は以下の5項目。

- ① 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み
- ② 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策
- ③ 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策
- ④ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策
- ⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

本小委員会において、④の「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」について検討。

検討経緯

平成20年9月25日 第1回小委員会を開催。以降、6回の委員会を開催。
平成21年6月26日 中間とりまとめとして「安全・安心まちづくりビジョン」をとりまとめた。

平成22年7月13日 第7回 安全・安心まちづくり小委員会
(今後の審議の進め方について)
(安全・安心まちづくりに関する現状と今後の施策展開について)

平成22年11月5日 第8回 安全・安心まちづくり小委員会
(小委員会報告(骨子)(案)について)

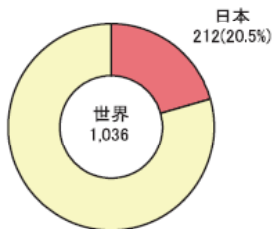
平成22年12月(予定) 第9回 安全・安心まちづくり小委員会
(小委員会報告(案)について)

第1章 はじめに

第1章 はじめに

- ・我が国は、世界の0.25%という国土面積に比して、地震（M6.0以上）の発生回数は20.5%と極めて高い。
- ・近年、これまで切迫性が指摘されていなかった地域において大規模地震が発生しているほか三大都市圏において大地震が発生する切迫性が指摘されている。

マグニチュード6.0以上の地震回数



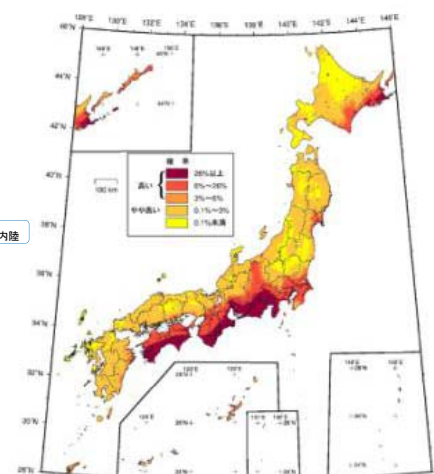
※2000年～2009年の合計
出典)平成22年度防災白書

過去30年の主な地震と予想される大規模地震の震源地



出典)「日本の災害対策」内閣府

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図(平均ケース)



出典)「全国を概観した地震動予測地図 2008年版」
地震調査研究推進本部 地震調査委員会

- ・近年「ゲリラ豪雨」などとも呼ばれる局地的な大雨の頻発によって、各地で中小河川の氾濫や低地の浸水による被害が多発。
- ・1時間降水量50mm以上の大雨の発生回数が増加しており、今後も気候変動により夏季の豪雨日数の増加が見込まれる。

**平成20年8月末豪雨
愛知県岡崎市における被害状況**

最大時間雨量146mm(岡崎観測所)
死者 2名
床上浸水 1,110戸
床下浸水 2,255戸 (岡崎市HPより)



岡崎市伊賀町愛宕地区



岡崎市城北町
写真提供)岡崎市

**平成20年7月28日豪雨
石川県金沢市における被害状況**

最大60分雨量138mm(芝原観測所)
床上浸水 507戸
床下浸水 1,476戸
(平成20年10月31日発表 石川県金沢市)

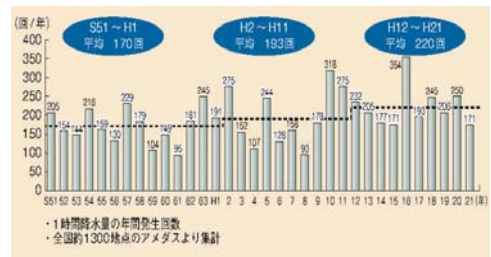


金沢市笠市町



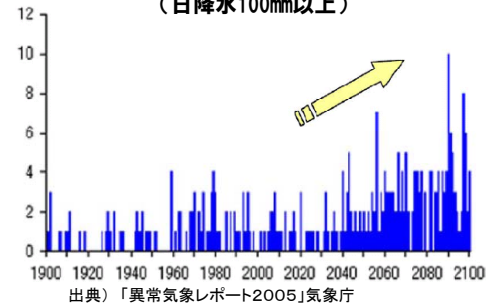
金沢市主計町
写真提供)石川県

**1時間降水量50mm以上の大雨の年間発生回数
(S51~H21)**



出典) 気象庁資料より作成

**夏季の豪雨日数の経年予測
(日降水100mm以上)**



出典) 「異常気象レポート2005」気象庁

安全・安心まちづくり小委員会中間とりまとめ ～安全・安心まちづくりビジョン～ (平成21年6月) の概要

<社会的状況の変化に対応した都市の安全・安心に関する新たな課題>

<p>ハザードの増大等に対応する施設整備の限界、総合的な取組み</p> <p>計画を上回る集中豪雨などに対し、公共施設整備のみによって対応することは困難</p>	<p>ハザードへの対応力の低下と新しい地域力の活用</p> <p>高齢化や災害対応経験の減少、地域コミュニティの衰退などハザードへの対応力が低下</p>	<p>情報技術の進歩とリスク情報の活用</p> <p>洪水など、分野別にリスク情報が充実しつつあるが、住民の避難対策等が中心で、まちづくりへの活用は不十分</p>	<p>都市構造の変化と新たな脆弱性への対応</p> <p>開発圧力によって必ずしも安全性の高くない地域の宅地化も進展 人口減少、高齢化等による新たな課題の発生</p>
--	--	---	---

自然災害リスクの高まり、人口減少の進展等を踏まえた、安全・安心まちづくりの推進

<政策展開の基本的考え方>

リスク情報の活用と連携によるまちづくり

・行政、地域、企業・住民がリスク情報を踏まえて危機意識をもち、それぞれが対応策をもって、連携して取り組むべき

多様な手法の組み合わせによるまちづくり

・公共施設整備とあわせ、土地の使い方の工夫や地域力による対応など多様な手法を組み合わせ、長期的視点をもって取り組むことが重要

<政策の方向性>

(1)リスク情報の明確化、周知

・内水や大規模盛土造成地等の整備が遅れているハザードマップも含め各種リスク情報の整備の推進
・分野別に作成されているリスク情報を横断的に整理し、総合的な都市のリスクの把握の推進
・企業・住民が危機意識と対応策をもてるよう、リスク情報をわかりやすい形で周知

(2)リスク情報を活用した都市の将来像の検討

・行政、地域、企業・住民の取組みの積み重ねにより、安全性を向上させるため、リスク情報を踏まえ、長期的視点も含めた都市の将来像検討の仕組みの構築
- 都市計画の基礎情報としてリスク情報の活用
- 安全・安心の視点からの計画づくりの仕組みの構築 など

(3)将来像を踏まえた都市構造への誘導

・リスクを小さくするための土地の使い方の工夫の誘導
- 浸水対策として、農地等の遊水機能の保全や、民地における貯留・浸透の促進
- 空き地、空き家を活用した地域の再編 など
・将来像を踏まえた公共施設の整備、維持・管理の推進
・地域の安全性の向上に向けた民間施設の活用

(4)地域力による安全性の向上

・企業・住民など地域における共助の取組みの推進
- 地域の人々の安全・安心の点検により、地域のきめ細かな課題の共有と対応の推進
- 従来型の地域コミュニティだけでなく、NPOや退職者等による地域力の発揮
- ターミナル駅周辺など高度利用市街地における企業を中心とした地域力の推進 など

第2章 安全・安心まちづくりの実現に向けた 枠組みの構築

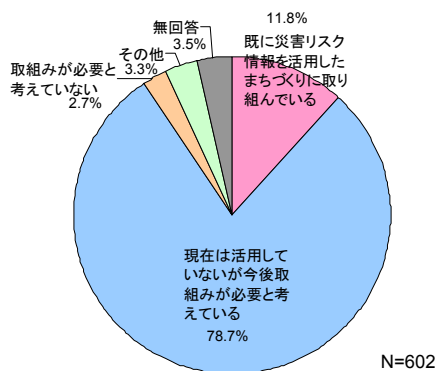
2-1

第2章 安全・安心まちづくりの実現に向けた枠組みの構築 (1) 現状と課題

- ・洪水や地震、土砂災害、火山噴火災害等の各種災害によってもたらされる都市の災害リスク等に係る情報の精度は向上しつつある。
- ・しかしながら、現在のところ、整備された災害リスク情報は、地方公共団体において主に住民の防災意識の啓発や避難対策への活用が進められているものの、まちづくりにおける対策の検討等に十分に活かされているとはいえない。

災害リスク情報のまちづくりへの活用状況

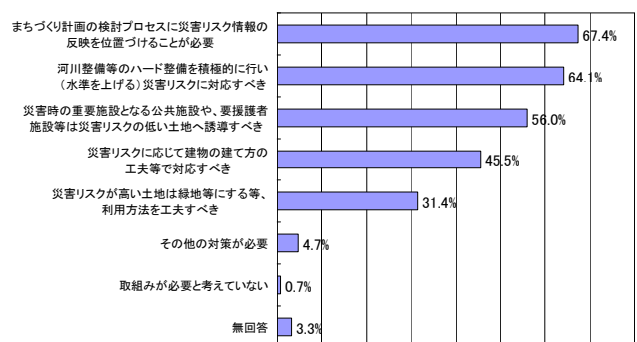
・既に災害リスク情報を活用したまちづくりに取り組んでいる市（特別区を含む）が約1割、現在は活用していないが今後取組みを必要と考えている市が約8割となっている。



出典) 災害リスクとまちづくりに関するアンケート調査 市及び特別区版(平成20年12月) 国土交通省

災害リスク情報をまちづくりに活用するために必要な取組み

・災害リスク情報をまちづくりに活用するために必要な取組みとして、ハード整備による対応のほか、まちづくり計画の検討プロセスへの位置付けとの回答が多数。



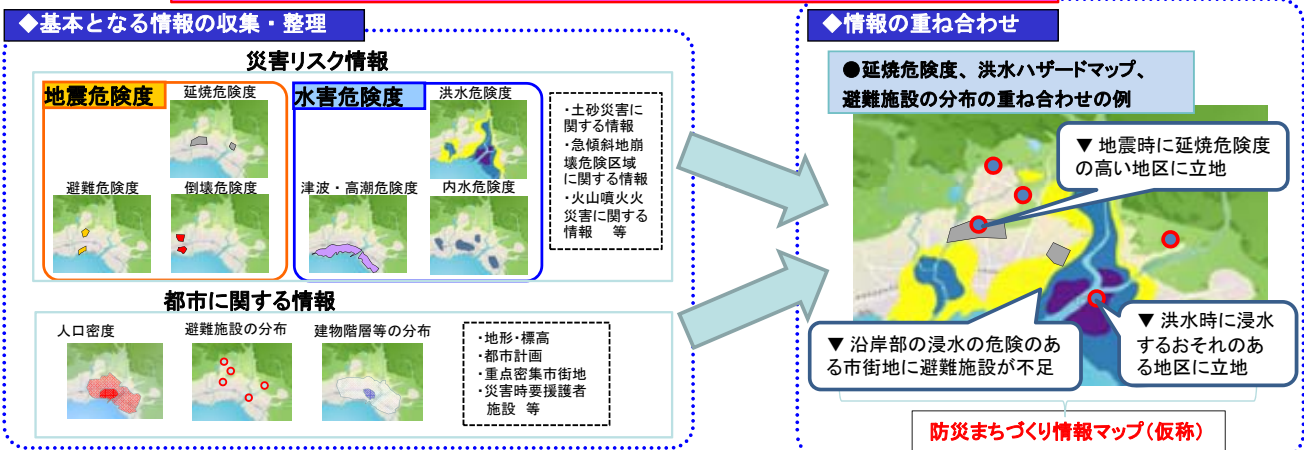
複数回答 回答率は回答数/アンケート対象自治体の総数

地方公共団体において災害リスク情報をまちづくりに活用したいというニーズはあるものの、実際に活用されているケースは少ない。

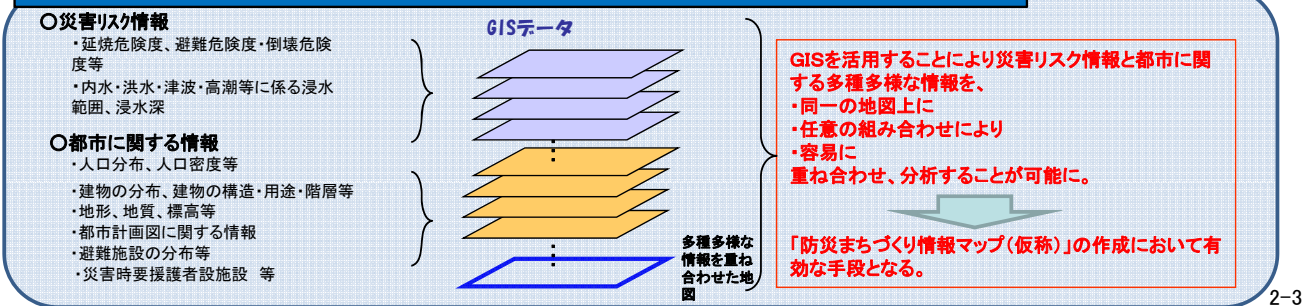
2-2

・横断的・体系的な観点から都市における課題を把握することを可能とするためには、都市に関する情報と関連付けながら災害リスク情報を整備し、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」としてそれらを重ね合わせ、分析した結果を可視化した上で、関係各主体間で共有することが極めて有効。

「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成のイメージ



GISを活用した多種多様な情報の重ね合わせによる「防災まちづくり情報マップ(仮称)」作成のイメージ



・「防災まちづくり情報マップ(仮称)」の作成により、災害リスク情報と都市に関する情報の重ね合わせによって防災面からみた都市の課題が抽出され、その解決に向け、有効な対応策の検討を行うことが可能となると考えられる。

「防災まちづくり情報マップ(仮称)」を活用した防災面からみた都市の課題の抽出及び対応策の検討に係る具体的イメージ



洪水時に浸水のおそれのある地区における被害を受ける可能性のある建物が抽出され、建物耐水化等の対策検討が可能。

延焼の危険性が高いにもかかわらず避難路の整備が遅れている地域が抽出され、避難路整備の優先順位の検討に用いることが可能。

地震対策として整備された避難施設について、洪水時の浸水に対する安全性についても検証することが可能。

対応策の検討に係る具体的活用イメージ

- ・都市における災害リスク情報は、まちづくりを進める上での重要な情報の一つであることから、都市計画基礎調査の調査項目の一つとして位置づけられることが望ましい。
- ・都市計画区域マスタープラン等の作成指針を定めた都市計画運用指針において、都市の防災性の向上等の観点は盛り込まれているが、他の施策との合意を図った上で、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」から得られた知見を反映させることが考えられる。

■都市計画基礎調査の調査項目の一覧

1. 人口	1)人口規模(人口総数、将来の見通し等) 2)人口分布(地区別人口等) 3)人口構成(一日当たりの就業者の流入状況)
2. 産業	(産業大分類別事業所数及び従業員数等)
3. 住宅	(地区別住宅の所有関係別世帯数等)
4. 土地利用及び土地利用条件	1)地形条件(地形及び水系) 2)土地利用(土地利用状況等) 3)宅地開発の状況(地区別住宅の所有関係別世帯) 4)農林漁業に関する土地利用(農林漁業関係施設等) 5)災害及び公害(既往水害の分布、既往火災の分布等) 6)法適用状況
5. 建物	1)建物用途別現況(建物用途別現況等) 2)建物新築状況(地区別新築状況) 3)中心市街地の建物現況(建物構造別(木造、非木造)・階層別現況)
6. 都市の歴史と景観	1)都市形成の沿革 2)景観・文化財の分布
7. 都市の緑とオープンスペース	1)土地の自然的環境 2)レクリエーション施設
8. 地価	1)地価分布 2)地価の変動
9. 都市施設	1)都市施設の整備状況 2)道路網 3)下水道網 4)上水道の整備状況
10. 交通	1)自動車交通 2)交通施設の利用状況

出典)都市計画基礎調査実施要領(建設省都市局都市計画課)昭和62年1月

■都市計画マスタープラン等における都市防災に関する観点の位置づけ

IV. 都市計画制度の運用のあり方
IV-1 都市計画区域及びマスタープラン
IV-1-2 マスタープラン
1. 都市計画区域マスタープラン
(1)~(3) (略)
(4) 主要な都市計画の決定の方針
① 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
1) 区域区分を行う都市計画区域の場合
e 市街化調整区域の土地利用の方針
ア 優良な農地との健全な調和に関する方針
都市的土地利用と農業的土地利用との健全な調和の観点から保存すべき農地を示すことが望ましい。
イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
溢水、湛水、がけ崩れその他の災害の危険が高く、特に市街化を抑制すべき地区を示すことが望ましい。
(中略)
2. 市町村マスタープラン
(1) 基本的考え方
①~④ (略)
⑤ 市町村マスタープランには、各市町村の判断で、各種の社会的課題(環境負荷の軽減、都市の防災性の向上、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成、集約型都市構造の実現等)への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局と調整を図ったうえで、記述することも考えられる。
出典)第6版 都市計画運用指針(平成20年12月)

- ・地震対策が中心となっている「防災都市づくり計画」を水害対策も含めた都市レベルから地区レベルの施策までを包含する横断的な災害リスクに備える計画へと見直すことが有用。

○現行の防災都市づくり計画

(位置付け)

- ・都市防災構造化のためのマスタープラン。
- ・平成9年都市局長通達に基づく。地方分権化の観点から、通達は技術的助言としての扱い。

(主な内容)

- ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、都市防災構造化対策を推進するために、地方公共団体が実状に応じ、防災都市づくり計画を策定すること。
- ・災害危険度判定調査等を実施し、客観的データに基づき、市民の理解と協力を得て立案すること。
- ・避難施設、延焼遮断帯等の整備に関する事項、老朽木造密集市街地等防災上危険な市街地の整備に関する事項を盛り込むこと。
- ・策定した防災都市づくり計画は、災対法に定める地域防災計画に位置づけること。
- ・できる限り都計法に定める市町村の都市計画に関する基本方針等にその内容を反映させるよう努めること。



改訂

各種地震対策に加え、水害対策も含めることで、地震・水害等に強いまちづくり施策を推進

・地理空間情報産学官連携協議会に設置された防災WGにおいて、GISデータとしての災害リスク情報等の規格化及び利活用推進を主要検討テーマとして意見交換が行われている。

地理空間情報産学官連携協議会

- 目的: 地理空間情報に係る課題認識と情報の産学官での共有を図り、地理空間情報の効果的な活用を推進
- 構成員: 産業界10機関、学界10名、官22部局・機関

防災分野における地理空間情報利活用推進のための基盤整備ワーキンググループ(防災WG)

- 目的: 技術動向等に関する情報共有を図るとともに、今後の取組の方向性について、意見交換を実施

- 構成員: 産業界69機関、学界6名、官(国)20部局・機関、官(独法)8機関、官(地公体)3団体

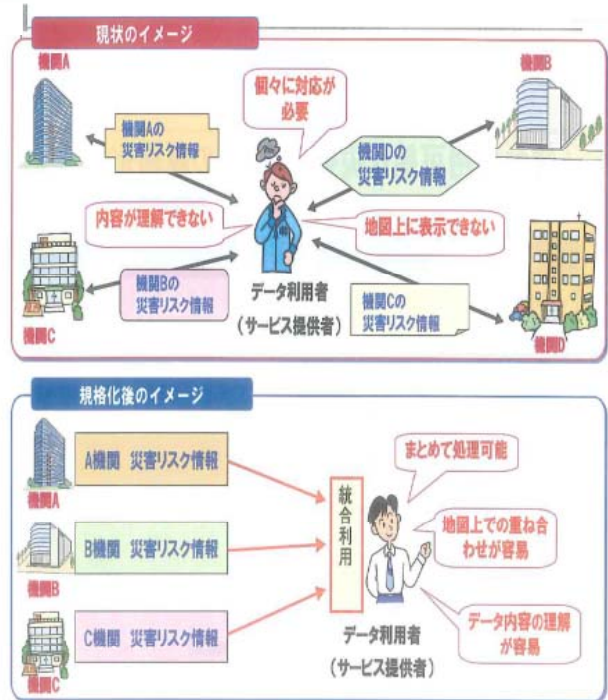
■主要検討テーマ

- 災害リスク情報等の規格化及び利活用推進(データ整備と利活用の促進に必要な規格及び運用ルール等の整備)

(例)

- ・ターゲットとすべき活用方法
- ・データの規格
- ・データ管理のあり方
- ・規格策定のための組織体制のあり方等

災害リスク情報等の規格化による効果のイメージ



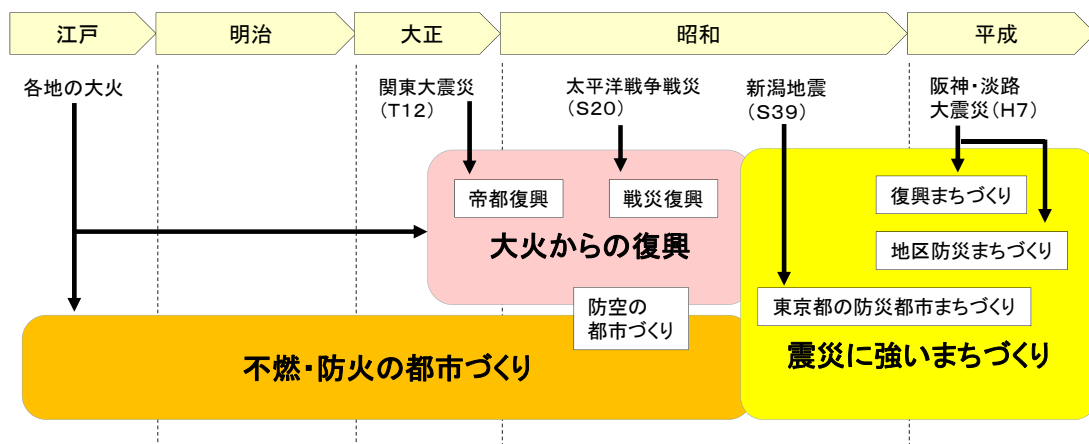
出典) 地理空間情報産学官連携協議会防災WG(第4回)資料をもとに一部加筆

第3章 震災・水害に強いまちづくり政策の展開

第3章 1. 震災対策 (1) 現状と課題

震災対策(防災都市づくり)について

<都市防災の主題の変遷>



<主な歴史>

江戸時代・・・1657年の明暦の大火(当時の江戸の大半を焼失)の教訓から延焼防止の火除地や広小路等を整備。

明治・大正・・・銀座レンガ街や霞ヶ関官庁街等、建築物の不燃化を促進。関東大震災の教訓から建築物の耐震規定を創設(T13年)。

昭和年代・・・S25年の建築基準法により、防火・準防火地域の創設をはじめ、建築防火制度が充実。

S39年6月の新潟地震及び翌月の「南関東地震69年周期説」をきっかけに、東京都において震災への取り組みが本格化。

S51年の酒田大火、S53年の宮城県沖地震を踏まえ、都市防火区画の本格的推進へ。

■これまで実施されてきた地震対策

・都市計画道路の整備による避難路等の整備、市街地再開発事業等の面整備事業、避難路沿道の建物の不燃化等により、市街地における防災性の向上に取り組んできた。

～第一種市街地再開発事業～

老朽家屋が密集した地域の防災性の向上



～土地区画整理事業～

建替えに合わせた基盤整備及び街区の再編



～街路事業～

防災環境軸の核となる都市計画道路の整備



～都市防災総合推進事業～

避難路沿道の不燃化及び細街路の拡幅整備

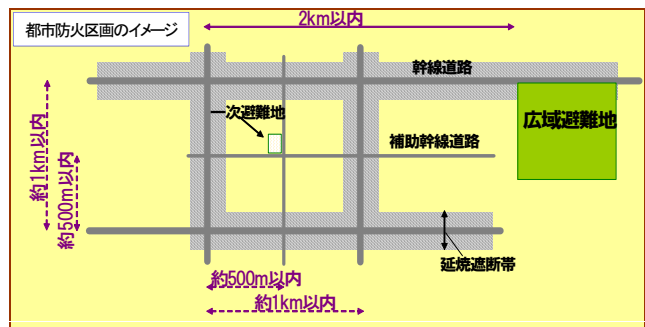


・昭和50年代より市街地大火対策として整備を推進してきた都市防火区画形成のための避難地や避難路、延焼遮断帯については、街路事業による避難路の整備や都市公園事業による避難地等の整備等が実施され、現在までにそれぞれの施設の整備は一定程度まで進捗。

◎都市防火区画の形成

(S50年代～阪神淡路大震災前)

- 都市防災対策は、主として地震による市街地大火対策を中心に実施。
- 対策は、避難地、避難路、延焼遮断帯の整備促進を図る等、都市レベルの対策を中心に推進。
「いわゆる(「ガワ」の整備)」



<計画基準>

○広域避難地

- ・面積が10ha以上のもの 等
誘致距離2km → 災害弱者の歩行限界距離

○一次避難地

- ・地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、
面積1ha以上のものであるもの 等
誘致距離500m → 生活圏に一箇所以上

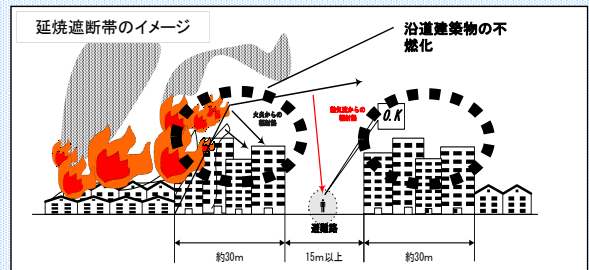
○避難路

- ・広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる幅員が15m以上の道路、又は幅員が10m以上の緑道 等

○延焼遮断帯

- ・延焼遮断帯の幅は、空地として整備する場合は60～100m、
周辺の建築物の不燃化を図る場合は45～60m程度

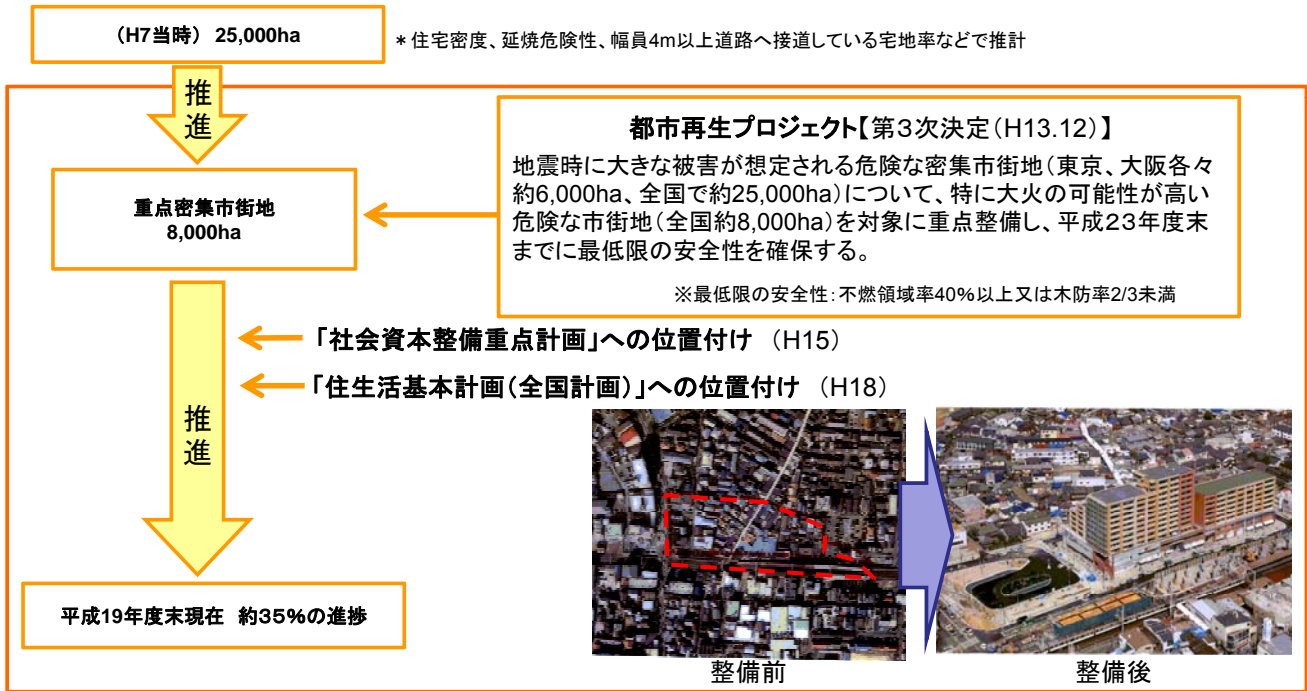
ただし、不燃領域率*70%以上の地区については、延焼拡大の危険性がないため、都市防火区画を整備する必要はない。(昭和58年建設省総合技術開発プロジェクト研究成果より)
※不燃領域率=空地率+(1-空地率/100)×耐火率



- ・密集市街地の解消については、「重点密集市街地」約8,000haが平成13年の都市再生プロジェクトに位置づけられ、平成23年度までに最低限の安全性を確保することを目指し取り組んでいるところ。
- ・しかし、進捗は平成19年度末時点で約35%であり、平成23年度までの目標達成は厳しい見通し。

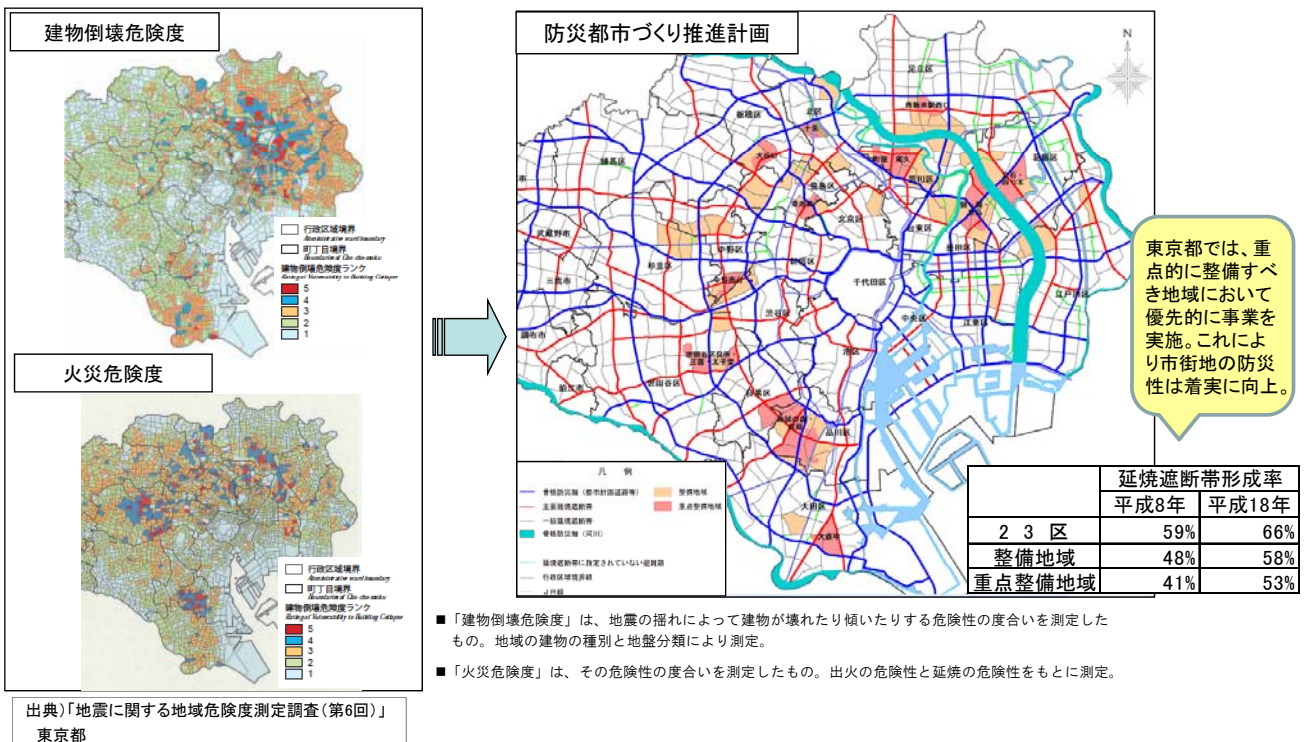
◎密集市街地対策の取り組み状況

阪神・淡路大震災により密集市街地の課題がより重要視され、対策を本格化。



- ・地区ごと災害危険度を把握しながら都市の安全性の将来像を描き、都市計画道路や都市公園等の避難地、避難路、延焼遮断帯等の施設整備の優先度をつけて取り組んでいくことが重要。

(例)東京都



・緊急輸送道路や避難路の沿道建物の倒壊による道路閉塞、下水道管の浮き上がり及び路面沈下の危険性については、避難者の人命に関わる場合や震災後の計画的な復旧・復興の妨げとなる場合など、甚大な被害をもたらすおそれがあるため、沿道における対策や下水道管の耐震化等、計画的な推進が重要。

○骨格となる道路の確保

緊急輸送道路等の骨格となる道路沿いの建物倒壊の危険度を確認し、危険性が高い地域を通過する場合には、閉塞の可能性について確認する。

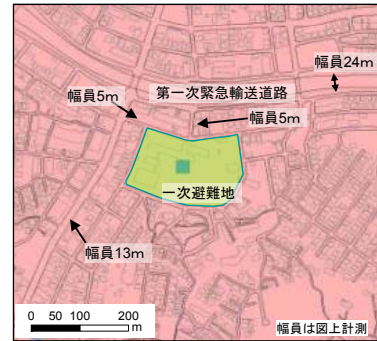
閉塞する危険性が高い場合には、早急な対応が求められる。



○避難地周辺のアクセス路の確保

一次避難地周辺の建物倒壊の危険度を確認し、危険性が高い地域に位置する場合には、骨格となる道路からの一次避難地へのアクセス路が確保できるかを確認する。

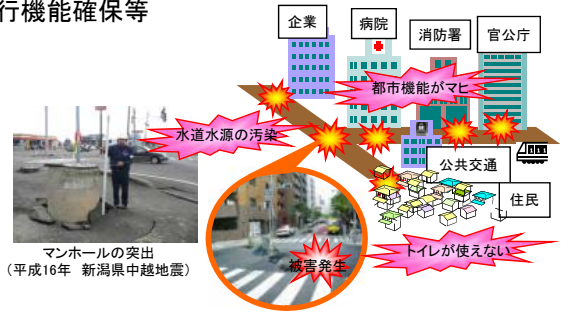
すべてのアクセス路が閉塞する場合には、避難地への物資輸送等に困難になるため、優先的に安全性を確保する対策が求められる。



○下水道管の耐震化による通行機能確保等

下水道管の浮き上がり及び路面沈下は、交通障害の発生を引き起こし、避難行動や復旧・復興活動に影響を及ぼすことから、下水道管の耐震化が重要。

また、下水管に被害が発生すると、公衆衛生の問題が生じるなど、都市活動を維持することが困難となることから、下水道の耐震化が重要。



交通傷害の発生、トイレの使用が不可能
→ 避難行動、住民の健康や社会活動に重大な影響

■ 重点的に取り組むべき密集市街地

・延焼危険性とあわせ、細街路の系統・連続性、沿道建物の倒壊確率等から地区内閉塞の危険性の情報も踏まえて重点的推進を図って行くことが必要。

道路閉塞による避難危険性も加味した新たな重点密集市街地の考え方

【現行の基準】

◆延焼危険性

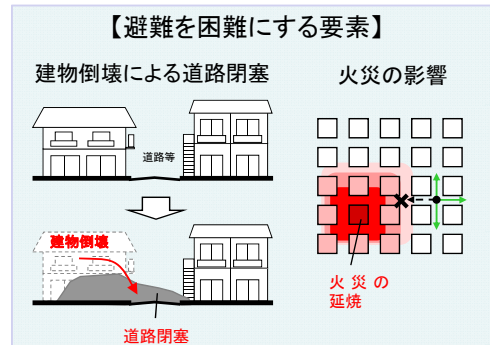
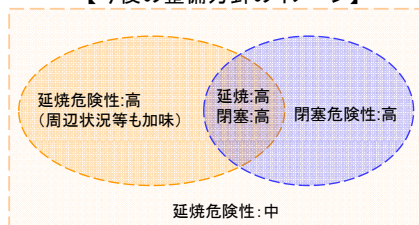
不燃領域率※140%以上又は木防率※22/3未満を満たしたものは、最低限の安全性が確保されたものと判断

- ※1 不燃領域率=空地率+(1-空地率/100)×耐火率
 - ・空地率=地区面積のうち空地面積の占める割合
 - ・耐火率=全建物の建築面積のうち、耐火建築物が占める割合
- ※2 木防率=全棟数に占める裸木造及び防火木造の棟数の割合

【今後の方向性】

◆「延焼危険性」に「閉塞危険性」を加えて地区の危険性を評価し、重点的に取り組むべき地区を抽出し、重点的に推進を図ることが必要。

【今後の整備方針のイメージ】



建物倒壊により道路(避難路)が閉塞

■ 歴史的景観配慮地区

- ・歴史的な景観の保全と木造建築物の不燃化の両立が難しいため、十分な進捗を見ていない状況。
- ・歴史的な景観等を損なわない範囲で周辺の建物の不燃化を目指すなど、多様な手法により地区全体の安全性を向上。

歴史的な街並み景観の継承と防災性向上が両立する手法の検討

<対策例>

- ・歴史的景観を損なわない範囲で周辺の建物の不燃化
- ・景観を維持したままの耐震化
- ・防火設備の充実、防火活動の強化 等の組み合わせ

○ 具体的方策（案）

地区名	特徴	目標設定
仁和出水地区 (京都市)	路地等の「道」が京都の空間構造やコミュニティを形成しているため、道路の拡幅整備等が馴染まない。	倒れ難く、燃え難くする取り組みを行いながら、 まず、消せる・逃げられるようにする

取り組みのイメージ

建替えや道路整備等による取り組みが馴染みにくい場合、**短期的な目標**には避難上隘路となる箇所をスポット整備や地区全体のリフォーム等を図り、**中長期的には街並みを継承した建替え**により安全な市街地を形成する。

<短期的な取り組み>

- 行き止まり道路の解消
- トンネル路地の耐震化
- 燃え難く、倒れ難くするためのリフォーム

<中長期的な取り組み>

- 量販等を配慮し、かつ、防災性能を備えた木造等での建替え
- とぼりの耐震化
- 避難経路の維持管理

地区名	特徴	目標設定
北八木2丁目地区 (奈良県橿原市)	旧街道の面影を留めた景観が残されている。 旧街道は幅員が狭いため、災害時の避難路は確保できない。 歴史街道の保全ニーズが高い。	修景整備をきっかけとして防災性向上のリフォーム 街道筋の裏は、個別更新や共同化等により不燃化促進

取り組みのイメージ

街道筋は、修景整備をきっかけに、沿道建物は燃え難く、倒れ難くするためのリフォームや景観に配慮した建替えを行う。
併せて、街道筋沿いの空き家や空地に可燃消防ポンプや耐震貯水槽等を備えた防災拠点を整備し初期消火の体制を整えることにより、修景にあわせて街道筋の防災性能の向上を図る。
街道裏は、個別更新や共同化等の促進に併せ、2方向避難を確保するため、行き止まり道路の解消を図る。

修景整備に併せて、防災性向上のリフォーム等

- 可燃消防ポンプや耐震貯水槽等を備えた防災拠点の整備
- 行き止まり道路の解消
- 街道筋の裏は、個別更新や共同化等により不燃化促進

道路幅員

- 4m未満
- 4m以上6m未満
- 6m以上

- ・大規模な盛土造成地における地震対策の取組みについては、大規模な盛土造成地を抽出する調査、滑动崩落の対策工事を実施すべき箇所を特定する調査など宅地耐震化推進に関する様々な支援が講じられているものの、宅地ハザードマップを公表している地方公共団体は、平成21年度末時点で約5%にとどまる。
- ・地方公共団体において調査を実施する際に活用されているガイドラインを国がさらに充実させることにより、滑动崩落の対策工事を実施すべき箇所を特定するための調査等を推進することや宅地ハザードマップの公表等の促進により住民の防災意識の向上を図るとともに、合意形成のための指針等の整備により宅地耐震化推進事業の実施における住民等の円滑な合意形成を支援することが必要。

大規模盛土造成地における宅地耐震化 社会資本整備重点5箇年計画の目標・H24に地方自治体の宅地ハザードマップ公表率を40%に

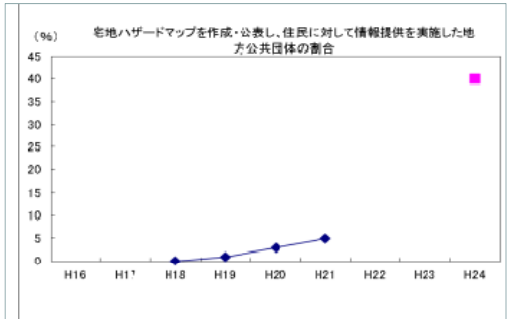
阪神・淡路大震災、新潟県中越地震などにおいて、大規模盛土造成地の滑动崩落による被害が多発

1. 宅地造成等規制法の一部改正 (H18)

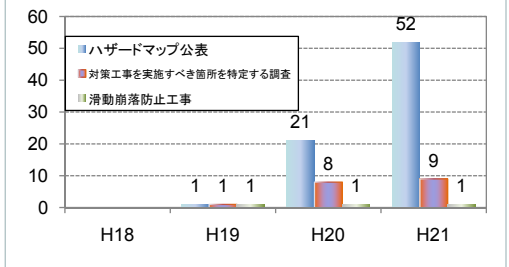
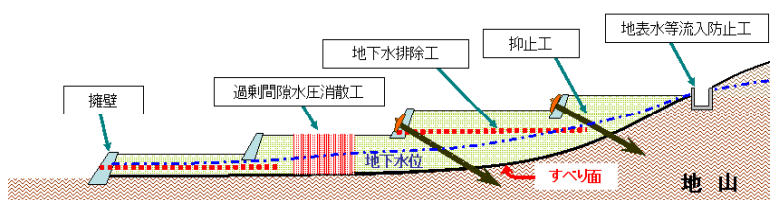
- 地震時に滑动崩落のおそれのある造成宅地を「造成宅地防災区域」として都道府県知事等が指定。
- 新規造成における盛土の耐震性を確保する技術基準を明確化

2. 宅地耐震化推進事業の創設 (H18)

- 滑动崩落防止に係る耐震性調査や耐震化工事を支援



滑动崩落防止工事のイメージ



- 科学的根拠に基づき判明している活断層により地盤が変位する可能性が高い地域等においては、その直上では建物の構造や配置に配慮する、防災上重要な施設の立地を避けるといった被害を回避・軽減する対策を推進。

活断層調査の動向

「新たな地震調査研究の推進について (H21.4.21)」地震調査研究推進本部 (文部科学省)

- ◆ 今後に向けた課題認識
 - 活断層のごく近傍では、強震度のほかに断層のずれによる被害が生じることが考えられるため、断層の位置形状の把握が重要であるが、現行の評価で用いられている活断層図の精度は必ずしも十分ではない。
- ◆ 当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標として下記を策定
 - 発生確率が高いあるいは発生した際に社会的影響が大きい活断層等が分布する地域を対象とした評価の高度化
 - 上記の基本目標の実現による「全国を概観した地震動予測地図」の高度化及び活断層の詳細位置図に各種調査・調査結果を記した「活断層基本図 (仮称)」の作成

【事例】四日市市では、小学校の校舎建替えに際し、活断層直上の土地利用を回避している。

四日市市教育委員会の市立河原田小学校改築工事の設計過程で活断層の存在の可能性が判明。三重県詳細活断層図により、養老一桑名一四日市断層帯と推察されたことから、ボーリング調査を実施した結果、活断層があることを確認。

→当初の老朽校舎1棟の建替え計画を見直し、2棟とも別の場所(運動場)に建てなおすこととし、活断層上の旧校舎2棟は取り壊し、跡地を運動場とする。



出典 鈴木康弘・渡辺満久・廣内大助・三重県(2006): 「三重県内活断層図(その1:北勢及び周辺地域)」, 三重県・国立大学法人名古屋大学共同研究「活断層の位置情報の整備に関する調査研究」成果, 三重県.



※Google Earth、三重県資料を基に作成

■これまで実施されてきた水害対策

- これまで水害対策は、都市の浸水対策として河川や下水道の整備 (堤防・調節池などの河川改修や下水道幹線やポンプ場等の下水道施設整備) 等が行われてきた。
- ハード対策に加え、ハザードマップの整備や降雨情報提供などのソフト対策も実施されている。

河川事業

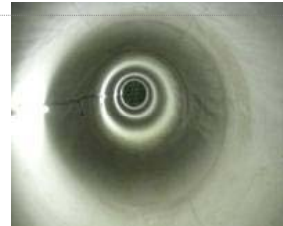
下水道事業



堤防の整備 (東京都 荒川)



遊水地の整備 (横浜市 鶴見川遊水地)



下水道幹線の整備 (福岡市比恵10号幹線)



ポンプ場の整備 (東京都神谷ポンプ場)



地下調節池の整備 (東京都 環状七号線地下調節池)



XバンドMPLレーダによる観測 (平成22年7月5日)



雨水調整池の整備 (名古屋市 平田第二雨水調整池)



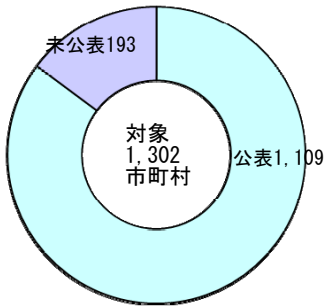
リアルタイム情報提供システムの構築 (東京アメッシュ)

大河川においては30年~40年に一度程度、中小河川において5~10年に一度程度発生する規模の降雨により、洪水の氾濫防衛が必要な県庁所在地等の中核・拠点機能が存在する地域で、床上浸水被害を受ける可能性のある戸数が約420万戸 (平成21年度)

概ね5年に一度程度発生する降雨に対して下水道が整備されているその他の地域は約50% (平成20年度)、概ね10年に一度程度発生する降雨に対して下水道が整備されている商業・業務集積地区等の重点地区は約24% (平成20年度) 達成。

・洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの整備状況を見ると、洪水ハザードマップは1,109市町村で公表され、ある程度整備が進んできているのに対し、内水ハザードマップは123市町村での公表にとどまり、さらなる整備の推進が望まれる。

洪水ハザードマップ

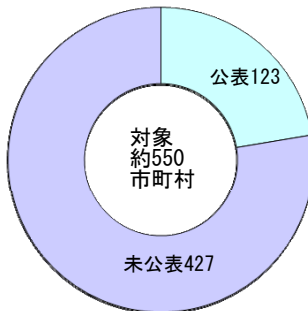


整備率 85%
平成22年3月現在 (注1)

破堤、氾濫等の浸水被害発生時の「浸水想定区域と浸水の程度」と「避難に関する情報」を記載。

(注1)国土交通省 河川局資料より作成

内水ハザードマップ

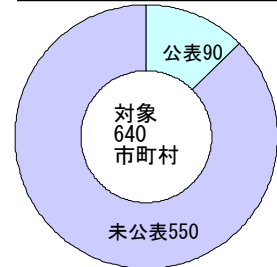


整備率 17%
平成22年3月末現在 (注2)

内水被害発生時の「浸水想定区域と浸水の程度」と「避難に関する情報」を記載。

(注2)国土交通省 都市・地域整備局資料より作成

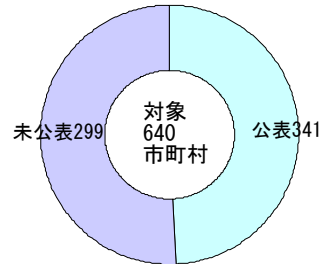
高潮ハザードマップ



整備率 14%
平成22年3月見込み (注1)

高潮災害発生時の浸水想定区域と必要に応じて避難場所・避難経路等の防災情報を図示。

津波ハザードマップ

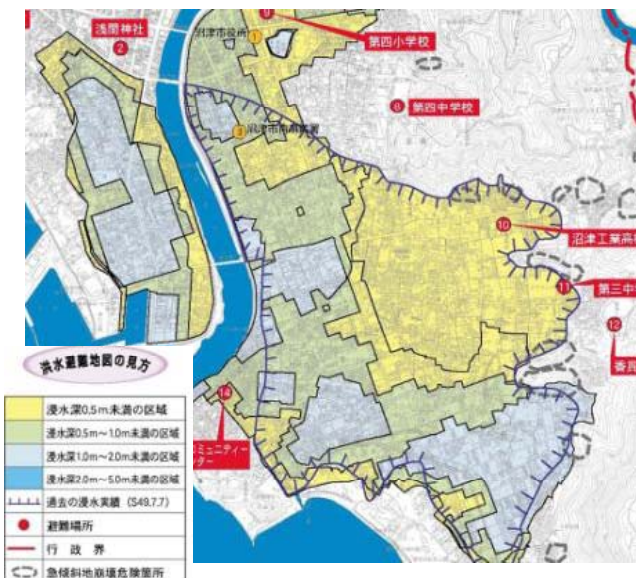


整備率 53%
平成22年3月見込み (注1)

津波災害発生時の浸水想定区域と必要に応じて避難場所・避難経路等の防災情報を図示。

■洪水ハザードマップとは

- ・水防法に基づき、市町村長(特別区を含む)が作成主体となり、河川管理者によって指定された浸水想定区域に避難情報を追加して記載したマップ。
- ・破堤、はん濫等の浸水情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより人的被害を防ぐことを目的としている。



出典:「沼津市洪水避難地図(狩野川洪水ハザードマップ)(沼津市,平成16年)

氾濫解析の対象降雨

- ・河川整備基本方針検討対象降雨
一級河川の場合、100年に一度程度、200年に一度程度等の確率で発生する規模の降雨。

地図上に表示されるメッシュの大きさ等

250mメッシュを基本に解析を行い、浸水深については50mメッシュでの地盤高の補正を施して地図上に表示。

浸水深の表示

洪水ハザードマップ作成の手引き(国土交通省河川局治水課、平成17年6月)では、浸水深のランクの標準として、
0～0.5m未満、
0.5～1.0m未満、
1.0～2.0m未満、
2.0～5.0m未満、
5.0m以上
の5段階が示されている。

■内水ハザードマップとは

- ・市町村長(特別区を含む)が作成主体となり、内水による浸水が想定される区域に避難に関する情報等を追加して記載したマップ。
- ・内水による浸水や避難に関する情報を住民に分かりやすく提供することにより、住民の自助及び共助を促し、内水による浸水被害を最小化することを目的としている。



出典：戸田市内水(浸水)ハザードマップ(戸田市 平成20年)

氾濫解析の対象降雨

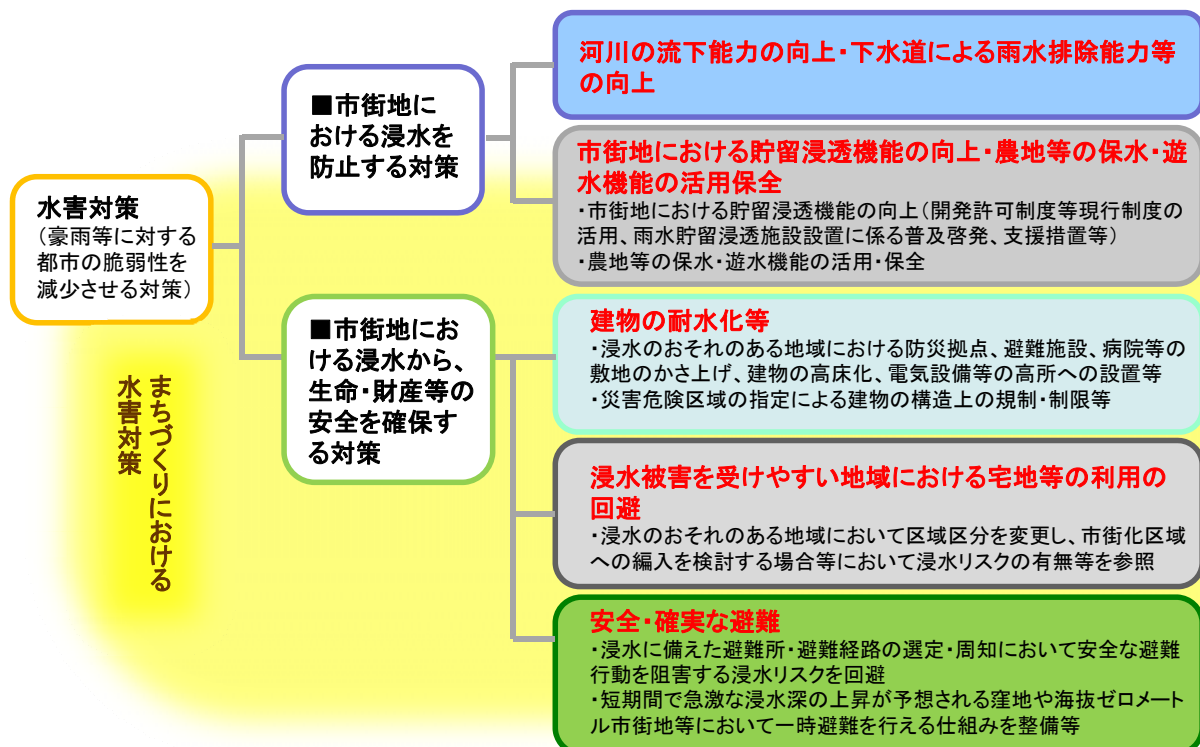
明確に定められておらず、設定例として既往最大降雨、他の地域での大規模な降雨、洪水ハザードマップの対象降雨などがある。

浸水深の表示

内水ハザードマップ作成の手引き(国土交通省都市・地域整備局下水道部、平成21年3月)において、浸水深のランクは、
0～20cm 未満、
20～50cm 未満、
50cm～1m 未満、
1m 以上
の4段階を標準としている。

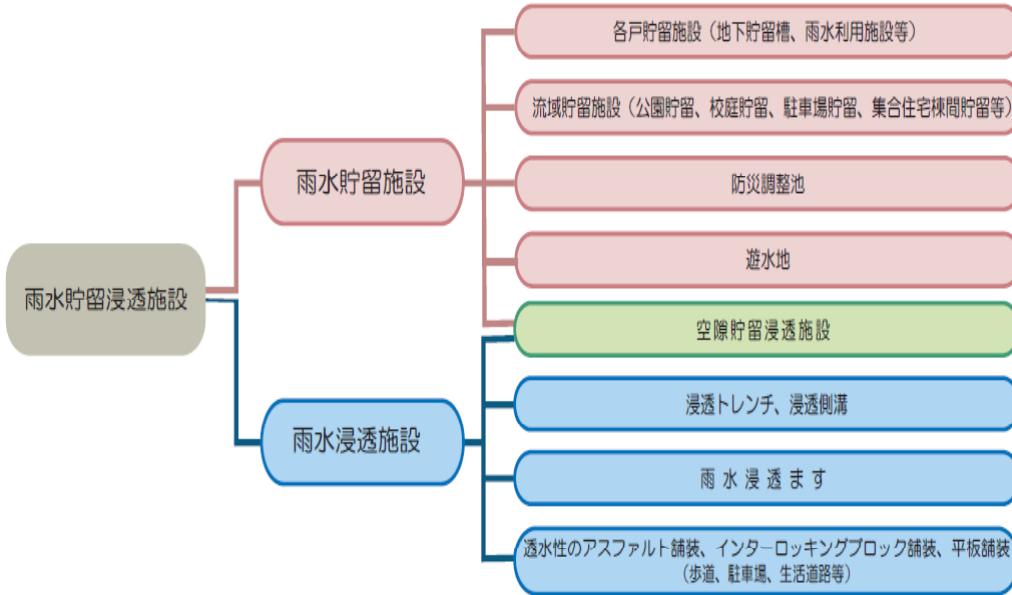
※なお、氾濫解析を行わずに、過去の浸水実績等をもとに内水ハザードマップを作成する手法もある。

- ・まちづくりにおける水害対策は、市街地における浸水を防止する対策、市街地における浸水から生命・財産の安全を確保する対策に大別される。
- ・それぞれの対策に応じて、市街地における貯留浸透機能の向上・農地等の保水・遊水機能の活用保全、建物の耐水化等、浸水被害を受けやすい地域における宅地等の利用の回避、安全・確実な避難の観点から推進すべき施策を検討。



■雨水の貯留浸透施設とは

- ・雨水貯留浸透施設は雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制するものである。雨水貯留施設、雨水浸透施設に大別される。
- ・雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することも出来る。
- ・雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、水害を防止すると共に地下水の涵養にも効果がある。



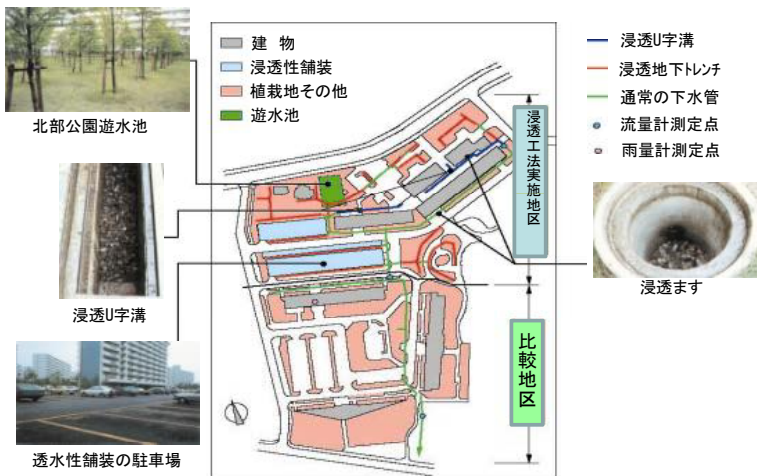
※出典：雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介(平成22年版)(社)雨水貯留浸透技術協会

■雨水浸透施設の流出抑制効果について

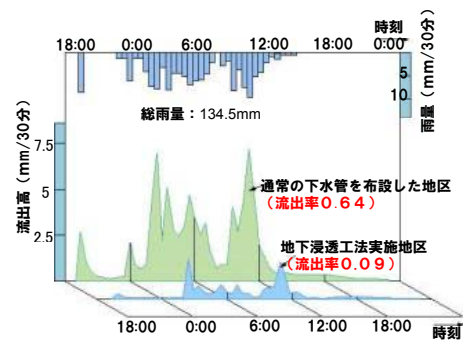
- ・雨水浸透施設については、様々な降雨パターンに応じて河川や下水道等への流出量の低減効果が見込まれる。

地下浸透工法の有無による雨水の流出量比較

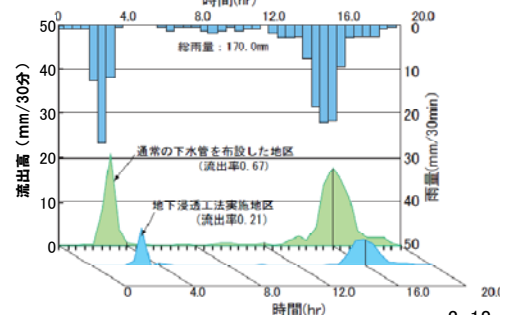
昭島つつじヶ丘ハイツにおける試験施工(東京都昭島市)



□1時間当たり20mm弱の長雨(平成2年8月9日の観測)



□中央集中二山型(ピーク1時間当たり40mm程度)(平成6年8月20日の観測)



昭島つつじヶ丘ハイツの概要	
所在地	東京都昭島市つつじヶ丘三丁目 他
開発面積	約 27.8ha
住宅の建設戸数	2,673戸 (賃貸859戸、分譲1,814戸)
地質概要	地表から地下2.5m迄 関東ローム層
	地下2.5m以深 砂礫層
	地下水の水位 地下約10m

浸透施設数量		
施設名	単位	数量
浸透ます	か所	49
浸透地トレンチ	m	494
浸透U字溝	m	1.43
透水性舗装	m ²	2,404

出典)都市再生機構

【事例】埼玉県～雨水流出を抑制するための対策の推進

- ・埼玉県では、流域における浸水被害対策を一層推進するため、雨水流出を抑制するための条例を制定。
- ・実績降雨や治水施設の効果能力をもとに「湛水想定区域図」を作成し、これをもとに河川に流入する前の雨水の浸透、一時的な貯留機能の確保を推進。

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成18年10月施行)

○背景・目的

下流から進めなければならない河川改修だけでは、急速な都市化の進展や開発行為に対して、すぐには対応できないため、その開発により従前浸透していた雨水が浸透せずに河川へ流れ込み洪水の原因となることを未然に防止する。

○主な内容

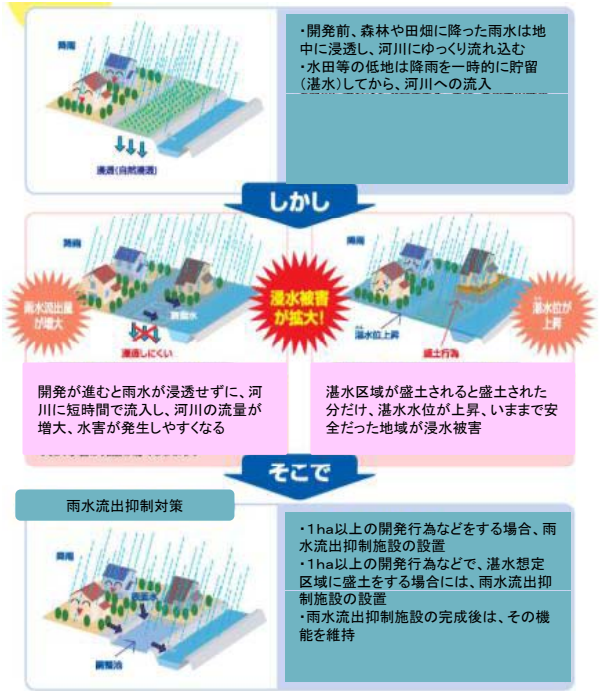
- ・1ha以上の開発行為などに対する、雨水流出抑制施設の設置義務付け(知事の許可)
 - ・1ha以上の開発行為などで湛水想定区域に盛土をする場合に対する、雨水流出抑制施設の設置義務付け(知事への届出)
 - ・雨水流出抑制施設完成後の施設機能維持
- ※湛水想定区域: 過去における洪水の状況を基に湛水することが想定される区域として、知事が指定した区域



湛水想定図(湛水想定区域及び湛水した場合に想定される水位を示した図面)

昭和33年9月の台風22号(狩野川台風)及び昭和57年9月の台風18号の実績降雨でシミュレーションしたものに、平成18年5月末までに完成した主要な治水施設の効果能力を勘案し、作成

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
～雨水流出抑制対策のイメージ～



【事例】静岡県沼津市～雨水の一時貯留機能の保全

- ・沼津市では、市街化調整区域に工事残土が埋立てられ、市街化調整区域の雨水の一時貯留機能の能力が低下。
- ・市街化調整区域での不適切な埋立てを防ぐため盛土条例を制定し、規制することにより雨水の一時貯留・浸透機能の保全が図られる。

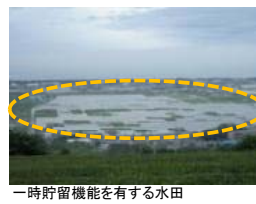
沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成22年7月施行)

■条例の目的

市街化調整区域における、農地や山林への、埋立てや盛土が引き起こす、周辺への土砂流出や環境破壊の防止。

■規制の対象・範囲

- 土砂の埋立てや盛土を行う事業者は、申請書及び添付書類を市長に提出し許可が必要。
- ・対象行為 : 土砂による土地の埋立て、盛土
- ・対象区域 : 市街化調整区域
- ・適用範囲 : 事業区域の面積が、500㎡以上かつ盛土の高さが1m以上
- ・土砂等の量が、500㎡以上 等



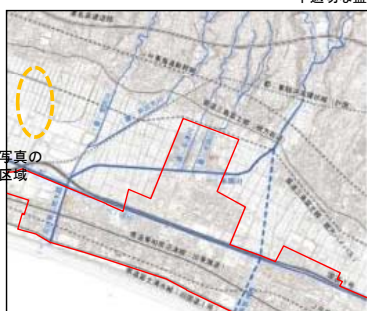
一時貯留機能を有する水田

沼津市写真提供



不適切な盛土

沼津市写真提供



市街化区域

【事例】新潟県三条市～田んぼダムの取組み

- ・田んぼダムは水田に一時貯留し、時間をかけて下流へ排水することにより市街地を洪水から守るもの。
- ・田んぼの排水口に簡単な装置を設置し、畦畔の余裕高の半分程度(約15cm～20cm)の高さまで水を溜める。



排水口の装置

三条市写真提供



田んぼに15cm～20cm水を溜める

三条市写真提供

・建物の耐水化に関しては、まず、地方公共団体において災害時の防災拠点となる市役所等のほか避難施設、病院、警察署、消防署等の機能を維持するための耐水化対策を推進することが重要。

【事例】宮崎市～潤和会記念病院 電気機器等の高所設置等

- ・宮崎市の潤和会記念病院では、平成17年9月の台風14号で浸水被害(浸水深3.5m)を受け、1階の全てが水没し、MRI、CT等の大型重量機器がすべて破損(復旧に2週間、被害額15億円)。
- ・MRI、CT、電気設備等を2階へ上げ、配電盤を2階へ設置するとともに、防水扉を設置。



【事例】福井市～避難所(公民館)の敷地かさ上げ等

- ・福井市の木田公民館を老朽化等により移転。地域の防災拠点機能でもある公民館の整備にあたっては、ハザードマップで想定された浸水深(50cm以上)に対応できるよう、宅地の嵩上げ、出入り口に止水板を設置。

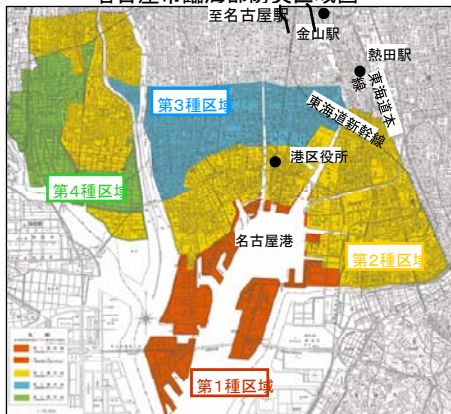


新木田公民館
福井市資料を基に作成

【事例】名古屋市～建築基準法第39条「災害危険区域制度」の活用

- ・名古屋市では、伊勢湾台風を教訓として、建築基準法に基づく条例を制定し、災害危険区域を指定。
- ・災害危険区域として4種類の臨海部防災区域を指定し、それぞれ1階の床の高さ、建築物等の用途、構造に対する制限を規定。

名古屋市臨海部防災区域図



※名古屋市臨海部防災区域は、伊勢湾台風での浸水範囲をもとに設定した。

名古屋市臨海部防災区域の概要表

	区域の説明	1階の床の高さ	構造制限	図解
第1種区域	防潮壁よりも海側の区域で主に臨海埋立工業地	N・P (+)4m以上	木造禁止 海岸線・河岸線から50m以内で市長が指定する区域では、居住室を有する建築物、病院および児童福祉施設等の建築禁止(木造以外の構造で、居住室等の床の高さをN・P (+)5.5m以上としたものについては建築可能)	
第2種区域	伊勢湾台風以前から市街化していた区域と、伊勢湾台風以降、市街化が進んだ区域が含まれ、土地利用状況が類似してきている区域	N・P (+)1m以上	2階以上に居室設置 以下の1から3のいずれかの場合に緩和 1:1階の1以上の居室の床の高さがN・P (+)3.5m以上 2:同一敷地内に2階建以上の建築物あり 3:延べ面積が100m ² 以内のものは避難室、避難設備の設置	
第3種区域	伊勢湾台風当時から市街化していた区域であって内陸部にあるため、他の区域に比べればあまり強い規制は必要としない区域	N・P (+)1m以上	—	
第4種区域	市街化調整区域	N・P (+)1m以上	2階以上に居室設置 以下の1、2のいずれかの場合に緩和 1:1階の1以上の居室の床の高さがN・P (+)3.5m以上 2:同一敷地内に2階建以上の建築物あり	

※第2種～第4種区域では、学校、病院、集会場、官公署、児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物は、1階の床の高さN・P (+) 2m以上かつN・P (+) 3.5m以上に1以上の居室設置

※名古屋港基準面(N・P (+) 0m)は、名古屋港における朔望平均干潮位に近く、潮位がほぼそれ以下に下らない。

※名古屋市臨海部防災区域建築条例及び解説、名古屋市HPを基に作成

建築基準法～抜粋～

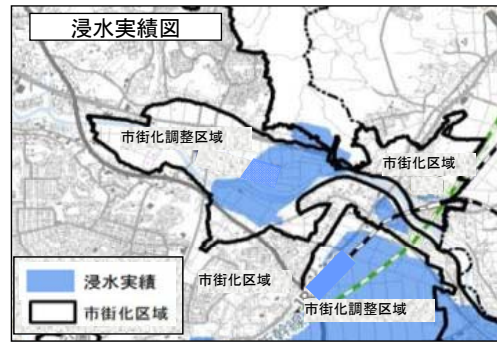
(災害危険区域)
第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。
2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

名古屋市臨海部防災区域建築条例(平成36年3月24日施行)～抜粋～

(趣旨)
第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定による災害危険区域として臨海部防災区域の指定及びその区域における、災害防止上必要な建築物の敷地及び構造に関する制限は、この条例の定めるところによる

・都市計画法に基づく区域区分を変更し、市街化区域への編入を検討する場合等においては、「防災まちづくり情報マップ(仮称)」から得られる浸水リスクの有無やその程度に関する情報を基礎情報として参照することが考えられる。

洪水ハザードマップ及び浸水実績図と区域区分との対応関係の例



(参考) 区域区分に関し必要な技術的基準

《都市計画法》第7条第2項

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

《都市計画法施行令》第8条第1項

区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

イ (略)

ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域 (以下略)

【事例】東京都葛飾区～河川氾濫に備えた一時避難場所等になる高台を整備

・葛飾区の洪水ハザードマップによると、区全域的が浸水するおそれがあるため、洪水に対して広域避難を基本としているが、逃げ遅れた人の一時待避場所等になる高台を整備中。

葛飾区：東京の東部の低地に位置
河川の氾濫により区全域が浸水するおそれ
区外への広域避難を基本としている

(仮称)新宿六丁目公園の整備(地域防災の拠点)について

地域防災拠点として、公園・大学敷地等を一体的に整備中(約11ha)

- ・浸水想定を踏まえ、最大1.5mの盛土(TP+2.7m)
- ・防災活動拠点機能の導入(災害備蓄倉庫、防災資器材倉庫など)
- ・駅前滞留者・帰宅困難者の一時待機場所の確保
- ・災害対策本部の機能の導入を検討中



凡例

江戸川(治水対策区域の指定による治水効果)	一般避難者の避難所
3.0~4.0m未満の区域	一般避難者の浸水しない避難所
2.0~3.0m未満の区域	災害時要援護避難者等の避難所
1.5~2.0m未満の区域	災害時要援護避難者等以外の避難所
1.0~1.5m未満の区域	臨時避難所になる公園・児童遊園
0.5~1.0m未満の区域	臨時避難所になる公園・児童遊園
0.5m未満の区域	地下道等
0.5m未満の区域	区役所
浸水しない区域	警察署
浸水しない区域	消防署
浸水しない区域	鉄道
浸水しない区域	国道
浸水しない区域	幹道

※避難区域内には4ヶ所を超える浸水想定は示されていません。

出典) 葛飾区江戸川洪水ハザードマップ



出典) 葛飾区提供資料を加工

【事例】愛知県岡崎市～急激な豪雨に備えた身近な避難場所の確保

・急激な豪雨の際には、市が指定する風水害避難所に避難するのではなく、自宅や近所の建物の高層階など差し迫った身の危険から直ちに避難できる身近な避難場所を緊急待避所として、各自治会及び家庭単位であらかじめ決めている。

平成20年8月末豪雨後の見直し
避難方法の見直し

局地的集中豪雨に備え、緊急待避所を新たに設定。

◎緊急待避所

- ・避難場所となる施設：
自宅の2階、近所の高層階、公民館
- ・避難の目的：
差し迫った身の危険から直ちに避難
- ・場所：
各町、各家庭で設定

◎風水害避難所

- ・避難場所となる施設：
市立小中学校の屋内運動場、一部の公共施設
- ・避難の目的：
自宅が被災するなどして避難した住民を市が支援する場所
- ・場所：
市が指定、98箇所

浸水計・警報装置の設置

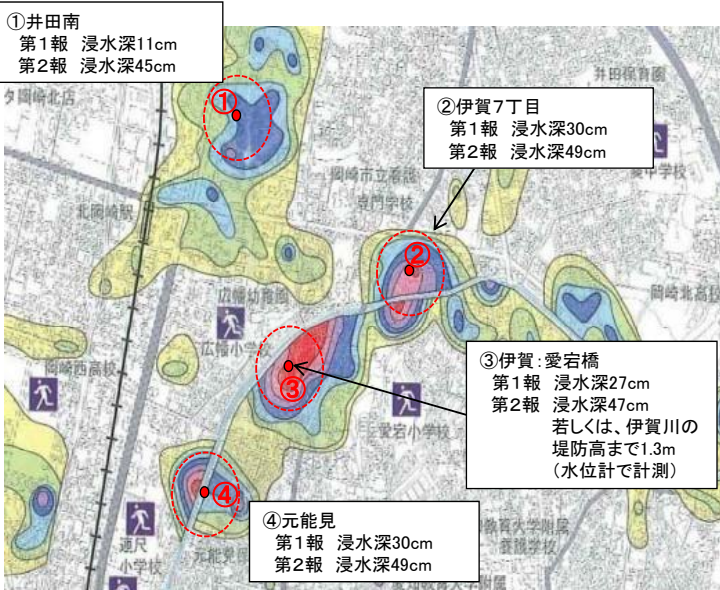
急激な内水氾濫等に対応するため、浸水常襲地区に浸水形と警報装置を設置



【事例】愛知県岡崎市～防災情報システム(警報)の整備

・岡崎市では、急激な内水氾濫時においても安全に避難できるよう、浸水常襲地区に浸水計と警報装置(サイレン)を設置。
・警報装置をどのようなタイミング(浸水水位別)で発動させるかについて、地区ごとに協議して決定。

地区毎に決めた水位で、第1報と第2報のサイレンが鳴る



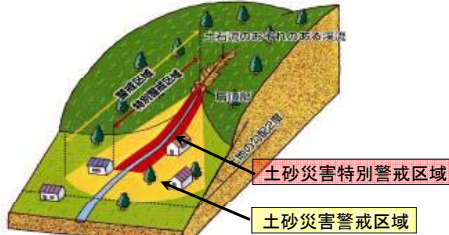
- ・土砂災害のおそれのある地域のうち災害時要援護者関連施設の見込まれる箇所における土砂災害特別警戒区域等の早期指定。
- ・新規設置を計画する者に対する土砂災害に係る災害リスク情報の提供。

— 災害時要援護者関連施設の被災事例 平成21年7月21日(山口県防府市) —

社会福祉施設(ライフケア高砂)では土石流により7名の犠牲者が出ている。



土砂災害特別警戒区域等の早期指定等



・土砂災害のおそれのある区域における開発行為の制限、建築物の構造規制等を行うために、土砂災害特別警戒区域の指定を促進。

・土砂災害のおそれのある区域における新たな災害時要援護者関連施設の立地への対応として、土砂災害特別警戒区域等が指定されていない場合には、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についても情報提供を行い、土砂災害に対する安全の確保も加味した計画検討を促すよう努める。

平常時からの防災情報の共有の徹底
(土砂災害ハザードマップ作成・防災訓練実施の促進)



災害時要援護者の避難誘導訓練

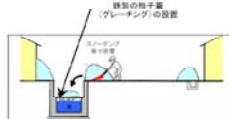
土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、土砂災害危険箇所が存在する市町村において土砂災害ハザードマップを作成・公表し、避難関連情報の提供を促進するとともに、防災訓練を実施する。

出典)国土交通省 河川局 砂防部資料

下水道による積雪対策

下水道による積雪対策事業を新世代下水道支援事業制度において明確化することにより、下水道による積雪対策の積極的な推進を図り、地域の積雪対策に貢献するとともに、安全・安心な地域づくりを推進。

- 下水処理水の消融雪用水への活用
- 雨水調整池等の融雪槽としての活用
- 雨水の排水路を利用した流雪水路等の整備
- 積雪対策のための下水熱の利用施設整備



処理水の活用



雨水排水路の活用

雪に強い道づくり

積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備

円滑な除排雪が可能となるように道路整備に併せて消雪パイプ、流雪溝等の消融雪の整備を推進。



雪に強い公園づくり

冬季の地震災害時、豪雪災害時に対応した公園整備

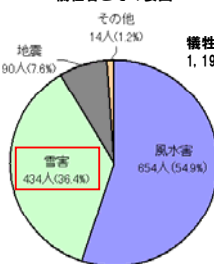
冬季においても地域住民の避難所や防災活動の拠点として機能する屋内運動施設等を備えた都市公園等の整備を推進。



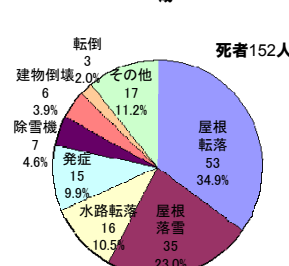
克雪体制整備の推進

- ・自然災害による過去10年間の犠牲者のうち、雪害による犠牲者は36%(434人)と風水害に次いで多い。
- ・平成18年豪雪では、高齢者による屋根の雪下ろし作業中の事故が多発。
- ・「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン(H20.4)」において、自助・共助を促進する「連携プラン」の一つとして「地域の助け合いで除雪できる体制の整備」が位置付け。

自然災害による過去10年の犠牲者とその要因



平成18年豪雪の雪害による犠牲者の原因別構成



地域のボランティアによる高齢者宅の雪処理

平成24年度を目途に全ての201市町村について高齢者が無理することなく除雪できる体制を整備。

出典)「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」(H19.12 内閣府)資料をもとに作成
※犠牲者数は平成10年1月～平成19年12月6日現在の自然災害による死者、行方不明者の数

出典)消防庁「今冬の雪による被害状況等」(第62報、平成18年9月25日)を基に作成

第4章 市街地復興に関する事前準備

4-1

第4章 市街地復興に関する準備 (2) 推進すべき施策

- ・被災時の市街地復興を円滑に進めるためには、対応の段取りや役割分担、被災状況に応じた復興方針等について、事前の準備が重要。
- ・「市街地復興に関する復興準備計画（仮称）」の策定と地域コミュニティでの平常時からの取組みを推進。

市街地復興に関する事前準備計画の策定

- 発災後の被災地では被災者の生活の再建を速やかに行うことが必要であり、可及的速やかに都市の復興の方針を決定し、対応を図ることが求められる。
- しかしながら、被災自治体は、被災後に喫緊の救助活動や復旧活動を行いながら市街地復興に関する検討を行う必要があり、事前の準備が重要である。

<事前の準備において検討すべき事項>

- ・市街地復興の検討を速やかに行うためには、事前に市街地復興に関する**対応の段取りや担当体制**を定めておくことが重要。
- ・災害が発生した場合を想定した**復興の方針**や事業内容等について事前に検討しておくことが有効。
- ・人材確保の観点で、**他の自治体からの応援や、都道府県、国への協力依頼**等も念頭に検討・調整しておくことが有効。
- ・被災状況の調査や復興計画の策定、市町村と住民の合意形成過程において、防災やまちづくりの専門家集団の協力が大きな推進力となることから、**業界団体等との防災協力協定**に関する条項等を設ける等の措置が考えられる。

地域コミュニティにおける平常時からの取組み

- 被災地の市街地復興は行政のみによって行えるものではなく、地域住民の市街地復興への理解と自主的な復興への努力が大きな部分を占める。
- そのため、迅速に市街地復興を進めるためには、都市計画部局が主体的に平常時からまちづくりに関する情報提供や啓発を進め、防災を含めた地域のまちづくり課題を住民と行政が共有し、住民のまちづくりに対する理解と機運を高めておくことが重要である。

<平常時から取り組む意義>

- ・被災後には、多くの住民が身体と精神の両面の被害を受け、大きな生活環境の変化にさらされる。こうした状況下で、復興を進めるためには、地域住民が**平常時から防災を含めたまちづくり課題について共通認識**を持つことが重要。
- ・防災上の観点で特に脆弱な地区では、重点的に防災に対する啓発・PRを行い、防災に対する行政の姿勢への理解を高めておくことが重要。
- ・それにより住民による**平常時からの地区の課題解決に向けた取組みへと発展**し、防災性向上に資する各種事前対策の推進が期待される。

➡ 「市街地復興に関する復興準備計画（仮称）」策定のためのガイドラインを作成し、地方公共団体による市街地復興の事前準備を促進するため、普及・啓発を図る。

4-2

第5章 地域力による安全性の向上

5-1

第5章

地域力による安全性の向上

(2) 推進すべき施策 ①災害対応力の維持・強化のための人材確保に向けた工夫

- ・活動の担い手不足や担い手の高齢化が課題となっている地区が多い一方で、PTAなどの比較的若い年齢層で構成された組織と連携して活動することで、参加者の年齢階層の幅を広げ活動の活性化に成功している地区も存在。
- ・自治会等の従来型の地域コミュニティだけでなく、まちづくりNPOや活動意欲の高い退職者などが参加しやすい環境を整え、世代間交流を図りつつ対応の実効性を高める工夫がこれまで以上に求められる。

【事例】市川市「防犯まちづくりモデル地区事業」

自治会・PTA・商店会・行政等の協働により、地域における防犯まちづくりを促進

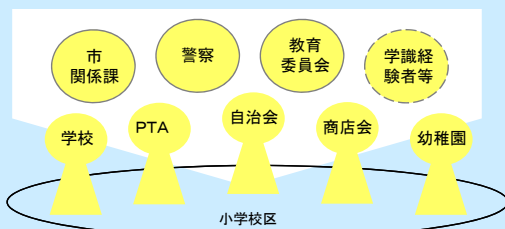
- ・市川市は、地域のコミュニティ活動が活発な地区を、小学校区ごとに防犯モデル地区として選定（現在、鬼高・曾谷・福栄・稲荷木の4小学校区）
- ・地域と行政が防犯まちづくり検討委員会を立ちあげ、「防犯まちづくり計画」を策定
- ・計画に沿って、関係団体が地域で連携・分担しながら、継続的な防犯まちづくりに取り組む

地域における従前の活動や防犯上の課題を把握・整理し、今後の行動指針として、防犯まちづくりのための取組と実施主体・関係主体等を「防犯まちづくり計画」としてとりまとめ

防犯まちづくり検討委員会

- ・地域委員：自治会、PTA、学校、幼稚園、商店会の代表等
- ・行政委員：警察署、教育委員会、市関係課の担当者
- ・オブザーバー：学識経験者、コンサルタント等

※委員構成は、地区の特性や課題によって異なる



多様な属性・年齢の主体が一同に集まり、連携・分担しながら活動

鬼高小学校周辺地区における連携・分担の例

基本方針	取組みの内容	自治会	PTA	商店会	学校	警察	市
情報共有のためのネットワーク形成	・地域の安全点検マップづくり ・防犯灯・街路灯に関する情報共有	○ ◎	◎		◎		◎
子どもたちの見守り体制の充実	・登下校時の見守り活動の継続 ・夜間パトロール活動の継続	◎	◎		◎	○	
安全で安心な公共空間づくりの推進	・公園・駐車場の安全点検活動の推進 ・店舗オープンスペースの安全確保 ・安全で安心な公共空間づくりの普及	◎		◎			◎
快適で魅力あるまちづくりの推進	・子どもたちによる花と緑のマップづくり ・ごみや落書きのないまちづくり	○ ◎	○	◎	◎		

※『鬼高小学校周辺地区防犯まちづくりの提案』（鬼高小学校周辺地区防犯まちづくり検討委員会）
「これからの取組み」を参考に作成

※ ◎実施主体、○実施協力する主な関係主体



連携・役割分担の例
（子どもたちの見守り）

PTA等による登下校時の見守り
（写真）市川市提供



自治会による夜間のパトロール
（写真）
警察庁自主防犯活動支援サイト

- ・地域の人々がまち歩きなどにより安全・安心の点検を行うことで、地域の課題をきめ細かく把握することが可能。また、地域のリスク情報を、地域と行政で共有することが都市の安全・安心を向上させる上で有用。
- ・共有された課題の解決に向けて、地域と行政との適切な連携と役割分担により、区内を通行する自動車の速度低下を促すハンブの設置等、地域特性に合わせた具体的な都市空間の改善へとつなげることが重要。

【事例】岐阜市「ゆとり・やすらぎ道空間事業」

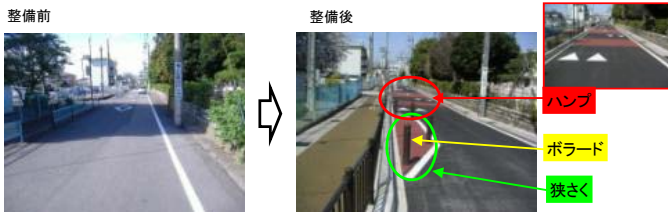
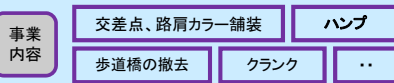
地域が主体となって整備基本計画を作成し、都市空間の改善まで実施

- ・岐阜市加納西地区は、JR岐阜駅の南側に位置し、大規模商業施設が立地する駅前住宅地域。
- ・地区外周の主要道路の交通量は多く、混雑する外周道路を避けて、通過交通が地区内の生活道路に侵入。
- ・地区内道路の安全性や快適性・利便性の向上を図るために地域と行政が連携して各種事業を実施。

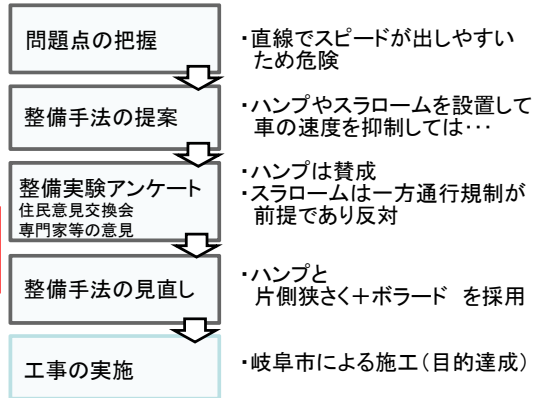
協議会が地域の課題に対応する事業を検討・選定して、岐阜市との連携により道路交通環境の改善を実現している。

加納西地区におけるみち再生協議会

- ・メンバー：地区内の市民、団体、小学生、学校、企業、学識経験者
- ・オブザーバー：道路・交通関係者



協働プロセス（ハンブ等整備例）



- ・都市計画マスタープラン等の都市の将来像を描く際に、地域と行政の連携の下で都市レベルの将来像と整合の取れた地区レベルのまちづくり構想を策定し、構想実現のための進行管理を地域と行政が適切な役割分担のもと協働で行う等の連携体制を構築することも有効。

【事例】四日市市 都市計画マスタープランの策定等における協働

都市計画課

- 都市計画マスタープラン全体構想
(市議会で議決する土地利用の基準)
- 地域のまちづくり支援
(住民まちづくりの支援・地域と市の役割整理)
- 防災情報を含む、まちづくり情報の分析及び都市計画への反映
- 都市整備部局の予算管理

まちづくり関係課

- 道建市公
- 路築街園
- 地等

総合治水対策等、マスタープランに基づく関連施策

まちづくり情報の提供

- ① 浸水履歴、ハザードマップ 公共施設の計画 等

まちづくり構想の提案

- ② 地域住民が共有する将来像 (都市計画分野以外も含む)

都市計画マスタープラン 地域・地区別構想の策定 (概ね10年間の地区整備計画) 役割分担により推進及び進行管理

事業化

関連

地区/地区市民センター

- 地区市民センター 館長等 地域マネージャー
- まちづくりの検討 土木要望とりまとめなど
- 自治会
- 自治会
- 自治会
- PTA等
- 社会福祉協議会
- 自主防災活動



土木要望

市民と行政の協働によるまちづくり

地区市民センターを拠点としたまちづくり

- まちづくり拠点として地区市民センターを位置付け。
- 地区市民センターには、市民公募の地域マネージャー(アドバイザー)を配置し、市民によるまちづくりの取組みをサポート。

市民参加型都市計画

- 四日市市の都市計画マスタープランは、市議会で議決する「全体構想」と地区毎の提案に基づく「地域・地区別構想」で構成。

①まちづくり情報の提供

- 市民によるまちづくりの検討にあたり、行政は都市計画の観点から市民へのアドバイスを行うと共に、浸水履歴等まちづくりの基礎情報を提供。

②まちづくり構想の提案

- 地域・地区別構想は、概ね10年間にわたる地区整備計画であり、地域・地区別構想の策定は、各地区から提案される「まちづくり構想」を受け策定。

③役割分担による構想の推進

- 地域・地区別構想は市民と行政の役割分担により推進される計画であり、その進行管理も行政と市民の協働により行われる仕組みを目指す。

まちづくり関連事業・土木要望

- まちづくり関係課は、都市計画マスタープランの方針に基づき事業を実施。
- 地区からの土木施設の整備要望(土木要望)に係る予算枠の内、一定枠を各地区住民自らが整備の優先順位を付ける仕組みとしており、地域・地区別構想を踏まえて、地区市民の総意による事業実現を想定。